

**会議録**

附属機関又は 会議体の名称		第8回 豊島区景観審議会
事務局（担当課）		都市整備部 都市計画課
開催日時		平成30年12月13日（木） 午前10時00分～12時00分
開催場所		議員協議室（本庁舎8階）
会議次第		<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>    諮問6 トイレアート・プロジェクトの色彩基準適用除外について</p> <p>    報告1 豊島区景観形成ガイドライン（公共空間編）の策定について</p> <p>    報告2 「雑司が谷地域」に係る豊島区景観形成ガイドライン（建築物編）の策定について</p> <p>3. 閉会</p>
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	（学識経験者） 後藤 春彦（早稲田大学大学院創造理工学研究科教授）・篠沢 健太（工学院大学建築学部まちづくり学科）・村木 美貴（千葉大学大学院工学研究科教授）・加藤 幸枝（有限会社クリマ取締役） （関係団体） 石坂 美穂（豊島区観光協会監事、豊島区建設業協会）・小山 清弘（東京都建築士事務所協会豊島支部会員）・川野 恵可（公益財団法人東京屋外広告協会理事） （区議会議員） 星 京子・芳賀 竜朗・西山 陽介・村上 典子・垣内 信行・小林 弘明 （区 民） 佐野 佐知子・西澤 利夫 （区 職 員） 高野 之夫（区長）
	幹事	都市整備部長、地域まちづくり担当部長、土木担当部長
	事務局	都市計画課 都市計画グループ
欠席者	委員	志村 秀明（芝浦工業大学工学部建築学科教授）・荒井 歩（東京農業大学地球環境科学部造園科学准教授）・佐藤 清（豊島区町会連合会副会長）・足立 勲（豊島区商店街連合会長）
傍聴人数		1名

## 審議経過

### 1. 開会

#### (事務局)

- ・定刻となりましたので、第8回豊島区景観審議会を開催します。
- ・議事進行は会長にお願いします。

#### (会長)

- ・議事日程にしたがって進行する。
- ・委員の出欠について、事務局より報告をお願いします。

#### (事務局)

- ・本日は志村委員、足立委員、荒井委員より欠席の連絡を頂いている。また、芳賀委員、村上委員は議会の都合により遅れると連絡を頂いている。委員の半数以上が出席し、豊島区景観条例施行規則第35条第2項に規定する定足数を満たしている。

#### (会長)

- ・本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

#### (事務局)

議事の説明

#### (事務局)

- ・事務局から議事の進行について提案を行いたい。諮問案件については、委員全員にご審議頂きたいと考えている。芳賀委員、村上委員が議会の関係で遅れること、高野区長が他の公務の関係により、途中からの出席となることもあるため、報告の2件を先に行い、その後に諮問を行いたい。

#### (会長)

- ・よろしいか。

#### (委員)

- ・議事の進行についてはそれで問題ない。
- ・議員に関しては、本日、特別委員会が2件ある。遅れると報告のあった委員について、もともと景観審議会の予定があったのに、議会が入っているのは、どちらの予定を先行して入っていたのか確認したい。

#### (事務局)

- ・本審議会の日程について、区議会事務局への連絡が漏れていた。私どもの責任であると考えている。

#### (委員)

- ・議員は特別委員会や行政委員会と日程が被らないように調整している。所管課の方が区議会事務局と日程の調整を行なってもらわないと、どうしても議会優先となり審議会に欠席となってしまう。実際に、今回のように、諮問案件など基本的には全員の出席が必要となる場合に欠席となってしまうことがある。今回だけではなく、何回指摘しても直らないので、構造的な問題があるように思う。今後は、このようなことが無い様をお願いします。

#### (会長)

- ・再発防止に努めていただく。
- ・事務局より、資料の確認と本日の傍聴希望についての報告をお願いします。

#### (事務局)

配付資料の確認

**(事務局)**

- ・また、本日傍聴希望者がございます。

**(会長)**

- ・審議会を公開とし、進めさせていただく。傍聴希望者に入室いただく。

**(委員)**

- ・事務局より資料をご案内いただいた。これまで、当審議会では、事前に資料を送付いただいていた。今回は前日に確認したところ、本審議会では資料が机上配付とのご回答があった。事前に今回の審議会の資料は当日に配付するとの案内があれば良かったと思う。

**(委員)**

- ・諮問は、審議会の決定事項となるので、委員は事前に諮問内容について確認しておく必要がある。委員の指摘の通りだと思うので、今後はきちんとしていただきたい。

**(事務局)**

- ・資料の配付が当日となり申し訳ございません。また、それについて事前に連絡を行わず、お手数をおかけしたこと、重ねて申し訳ございません。
- ・今後は、諮問については事前に資料を配付させていただく。

**(会長)**

- ・徹底していただくようお願いする。
- ・事務局より、報告1の説明をお願いする。

---

### 3. 議事

#### 報告1 豊島区景観形成ガイドライン（公共空間編）策定について

**(事務局)**

資料第1号、参考資料第1号について説明

**(会長)**

- ・景観形成ガイドライン公共空間編は、今年の豊島区景観行政の目玉の一つとして、丁寧につくっていると思う。関係各課の職員の方で構成された検討チームが用意され、それに対して、私ども景観学識経験者がレクチャーを行った。また部会でも、これまで2回ほど議論を行っている。他の区や市と比較しても、非常に水準の高いものができる予感を持っている。
- ・何かご意見・ご質問はあるか。

**(委員)**

- ・P46の景観デザインの参考例の要素別の章において、「道路と各要素の関係」とある。ガイドラインの名称を公共空間編とするとしており、公共空間には道路以外のものもあるので、道路を使って要素をピックアップするのは良いが、道路を特だしはしない方が良いと思う。
- ・デザイン検討部会において、方針の実現に向けた取組みにおいて例示している配慮事項を行うことで、景観にどのような成果が期待されるのかを記載した方が良いという指摘に対して、どのような修正が行われたのか、該当ページからは読み取れなかったので、もう一度説明をお願いしたい。

**(事務局)**

- ・道路以外のものできる範囲で表現したいと考えている。今後検討したい。
- ・配慮事項を行うことでの成果については、分かりやすいような形で修正を行い報告する。

**(委員)**

- ・P4の公共空間の説明について、公共空間とは何かを文章で説明した上で、図による説

明がある方が分かりやすいと思う。タイトルを「公共空間編」としているの、公共空間というのがどこまでを示すのか、公共施設の連続なのか、公開空地までも含むのかを明確に示した方が良いと思う。

**(事務局)**

- ・ P 4で公共空間について、公開空地を始めとしたと記載しており、一応の定義は行っている。しかし、民間の公開空地など、どこまでが対象となるのかを明確にしますのは難しい部分もあり、工夫が必要である。検討当初は「公共施設編」の作成を考えていたため、全体的に公共施設寄りの記載になっているが、再度見直し、修正したい。

**(委員)**

- ・ 「公共とは」という主語がなく記載されているため、分かりにくいと感じた。

**(委員)**

- ・ 公共、あるいはパブリックという言葉の意味をきちんと定義する必要がある。本ガイドラインにおける公共空間とは何かを、ここで用いられる公共とは何かを示すところから紐解く必要がある。豊島区が持っている財産だけを公共とするのではなく、民間の土地や建物であっても、広く一般の利用に供しているようなものは公共空間として捉える必要がある。パブリックは「開かれた」や「市民の」など様々な訳し方ができる。単なる公共施設だけではなく、市民・区民にとって開かれた空間を全てガイドラインの対象に盛り込んでいることを文章で示し、それをイメージできるようなビジュアルライゼーションを付け加えるのが良いと思う。
- ・ 本日は報告だが、3月に諮問ということで正式に審議をかける流れとなっている。本日は途中状況の紹介という位置づけであるが、このような形で作成を進めてよろしいか。
- ・ 報告1は以上として、報告2に移る。

**○報告2：「雑司が谷地域」に係る豊島区景観形成ガイドライン（建築物編）の策定について**

**(事務局)**

資料第1号の説明

**(会長)**

- ・ すでに豊島区景観形成ガイドライン建築物編が策定されているが、その中には、雑司が谷地域景観形成特別地区の内容が掲載されていない。それを加える作業の開始に関する報告で、中身までは本審議会では紹介されていない。
- ・ 既存の豊島区景観形成ガイドライン建築物編の別冊として、3月の完成に向け雑司が谷地域景観形成特別地区版を作成している。
- ・ まだ中身が分からない段階で、質問も難しいと思うが、何かご意見・ご質問はあるか。

**(委員)**

- ・ 豊島区景観形成ガイドライン建築物編の内容を見ると、2章の1-1で市街地区分に応じた景観形成基準が色別で整理されているが、個別の特別地区になると色の区分がなくなってしまう印象を受ける。雑司が谷地域は低層住居系市街地や住居系市街地、商業・業務系市街地が複雑に絡み合っているところだと思うので、色別の整理など分かりやすい整理が行われると良いと思う。P 50、51の工作物の基準の表には高さ規制には色別の整理が行われている。冊子を見たときにこの場所にはどの基準が適用されるのかを視覚的に分かると思う。

**(会長)**

- ・ 今後、デザイン検討部会で検討していく必要がある。その作業に反映できるかと思う。

**(委員)**

- ・4月の完成に向けてスタートを切るという報告と受け止めている。スケジュールを見ると、3月の景観審議会において案のお披露目があり、翌月の4月に完成し、印刷、配布を行うとなっている。3月の景観審議会までには、デザイン検討部会で内容について検討を行うと思うので、審議会自体は追認するような役割だと思っている。
- ・しかし、本日の報告の内容では、現段階で白紙の状態、今日以降、作成を進めていくとしか受け取れなかった。雑司が谷地域の1地域のことはあるが、検討期間は2ヶ月程で、時間的な部分も含めて検討部会の方にご尽力いただく必要があるように思う。本審議会では、どのような方向性となるのかも示されず、3月の審議会での完成の報告という流れになるのか。

**(事務局)**

- ・豊島区全域の景観形成ガイドライン建築物編は既に完成している。今回は、雑司が谷地域を景観形成特別地区に新たに指定したため、既存の景観形成ガイドライン建築物編に、雑司が谷地域に関する内容を上乘せるものと考えている。既存の景観形成ガイドラインの一般地域と景観形成特別地区の要素に加味して作成するようなイメージであり、2ヶ月で一定程度は検討できると考えている。

**(会長)**

- ・雑司が谷地域は建物の種類が複雑なので、実際にデザイン検討部会での審議は大変になるのではないかと予想している。年明けから、タイトなスケジュールで作業を進めていかざるを得ないと思う。

**〇諮問6：トイレアート・プロジェクトの色彩基準適用除外について**

**(事務局)**

資料第1号、参考資料第1号の説明

**(高野区長)**

高野区長より会長へ諮問

**(高野区長)**

- ・景観審議会委員の皆様には年末の忙しい時期にありがとうございます。
- ・豊島区では、国際アートカルチャー都市構想を掲げ、様々なまちづくりに積極的に取り組んでいる。来年の2019年には、文化庁主催の「東アジア文化都市」の事業の中で、日本を代表する文化都市として、世界へ文化を発信する取組みが行われる。「東アジア文化都市」は金沢市から豊島区へとバトンが受け継がれる。この取組みによっても、大きくまちが変わっていくと考える。
- ・池袋西口公園のプロジェクトマップなど、様々な形でオリンピックと連携し、まちを盛り上げていきたい。
- ・池袋では3つの建物を改築中で、ハレザ池袋と命名され、来年の2019年11月にはホール、区民センター等がオープンする予定である。2月1日には、東京芸術劇場で「東アジア文化都市」の開幕式がおこなわれ、11月24日には、オープンしたハレザ池袋で閉幕式を行う計画となっている。
- ・池袋西口では、公園のリニューアルと公園をつなぐ赤い電気バスの開業を予定している。造幣局跡地に整備される防災公園は、オリンピックに向けて工事が始まっており、2020年に完成を予定している。
- ・池袋だけではなく、大塚駅の北口駅前の再開発も進んでいる。
- ・南長崎地域では、漫画の聖地ときわ荘の復元が進んでいる。
- ・区内トイレ85箇所を清潔で明るくカラフルなものに変える、トイレアート・プロジェ

クトも進んでいる。トイレアート・プロジェクトによって、まち全体が色彩豊かになることを期待している。これは、豊島区の長い歴史の中でも、初めての取組みではないかと思う。本審議会では、トイレアート・プロジェクトについて、景観計画の色彩基準の適用除外を審議していただく。様々な角度で、ご審議いただきたい。

**(会長)**

- ・何かご意見、ご質問はあるか。

**(委員)**

- ・アートトイレがまちの雰囲気に見合ったものであるかどうか問題だと考える。この度の諮問は、アートトイレの色彩がまちに見合っているかどうかという観点から、突拍子がないと見受けられるものを除外してほしい、という諮問と理解して良いのか。

**(事務局)**

- ・建築物、工作物において、一部、景観計画の色彩基準の範囲外の色彩が用いられる場合、色彩基準の適用除外ということで、本審議会では意見を聴取した上で特例を認めることができる。
- ・すでに設置されたアートトイレ、また、今後整備が予定されているアートトイレの色彩が、景観計画の色彩基準の範囲外となっているため、それらに特例で色彩基準の適用除外を認めていただくという趣旨の諮問である。
- ・色彩基準の適用除外を認めるポイントとして、まちの雰囲気に合っているとといった視点があると考えている。

**(委員)**

- ・地域のアーティストとあるが、各トイレがどういった方たちによってデザインされるのかがイメージできない。どのような方たちを選出しているのか知りたい。
- ・子どもが親しみや愛着を感じるカラフルな動物の絵などは、トイレの内部に施すのみで外部は扉の部分だけカラフル、外壁部分は周りの樹木などにマッチしたものになっている。外から見てもアートをイメージさせるトイレは考えていないのか。

**(事務局)**

- ・本審議会では諮問するのは、色彩基準の適用除外に関するアートトイレのみである。例えば、池袋本町三丁目の公園のトイレの内側にデザインされたようなものが外側に描かれているトイレも存在する。それらは、景観計画の色彩の範囲外という見方ではなく、トイレ外壁に施された屋外広告物とみなされ、別途、審議を行うこととなる。本審議会では扉の色彩について、例外を適用するかを審議していただく。
- ・アートトイレが去年11か所完成した。アートを外壁に施すタイプと内壁に施すタイプの2種類がある。本審議会では対象となるのは、内壁にアートを施したタイプで、且つ扉の色彩が問題となっているものである。景観というと、デザインそのものが対象になるイメージがあるが、今回は中のアートは外部からは見えないので、扉の色彩の明度・彩度が景観計画の基準の範囲外のものについて適用除外を審議いただきたい。
- ・外壁にアートが施されたタイプについては、屋外広告条例の特例申請を別途行う必要があり、その手続きはこれから行うことになる。

**(委員)**

- ・これからアートトイレをつくる際に、おそらく、地元から色々な要望が出ると思う。区長の話にもあったように、南長崎地域ではときわ荘が地域の売りとなっている。例えば、ときわ荘の花咲公園のトイレを改修する場合には、外壁にもアートを施してほしいという要望があると思う。手塚治さんの漫画の絵など、公園内にときわ荘の復元を行うので、トイレもそれとマッチしたものが良いという意見もあると思う。そうした地域の要望に対して、周辺の景観との調和という視点から、どういった判断を行うべきなのかということの方が問題だと感じている。しかし、本審議会では議論するのは、扉の色彩についてとの話である。どういう目的で議論が必要なのか定まらない。

### (会長)

- ・アートトイレの景観を考える上では、公園とマッチしているかどうか、道からの見え方がどうかなど色々な視点があると思うが、今回の諮問では、扉の色が景観計画で定められている範囲外となっているため、それについて適用除外を検討してほしいという、非常に限られたことを対象としている。
- ・本来であれば、もう少し広い範囲の議論から行われるのが望ましいと思う。

### (委員)

- ・例えば、ときわ荘で周りが漫画・アニメの絵を描いた外壁になった時に、それに見合った扉の色は何なのかということも議論になると思う。
- ・すでにできあがったトイレの扉の色は、池袋本町が黄色で、高田が赤色となっている。何を基準に黄色や赤色にしたのか、そのイメージがよく分からない。

### (事務局)

- ・今回の対象となるトイレの扉の色は、内部に施されたデザインと合わせて選んでいる。内部のデザインは、毎日お散歩に来る近隣の保育園の園児たちと一緒に絵を描き、その絵をもとにプロのアーティストさんがデザインを仕上げたものをラッピングする形で施工している。
- ・扉の色は、「中に何かあるな」と想起させるようなもので、中と調和がとれたワクワクするような色をアーティストさんに選んでもらっている。
- ・トイレにも様々なタイプがある。例えば花咲公園の場合は、ときわ荘の復元の話があるので、公園の整備、あるいはときわ荘の復元と一体的にトイレの在り方やデザインについても議論されていると認識している。
- ・今回は様々なトイレがある中で、内装にアートが施されたタイプの扉の色について審議いただきたい。
- ・アーティストさんについては、区内に住んでいる、もしくは区内で活動しているイラストレーターさんや壁画のアーティストさんなどが多数おり、そういった方と話し合いをしながら、地域に訪問し、町会の方などいろんな方に話を聞き、「このトイレはどのように使われているか」、「この公園は普段どういった利用者がいるか」、「この地域だったらどんな雰囲気がいいか」などを話して、デザインを決めている。

### (委員)

- ・景観計画の色彩基準には、外壁の面積比率が定められており、今回であれば、扉の色彩の前面に対する面積割合は、強調色であれば 1/5 以下、アクセントが 1/20 以下でなくてはならない。さらに、基準色の範囲を超えた色を使っているというのが今回の議論のポイントとなる。基準色の範囲外の色を使用していることについて、特例を認めるのか、それを認めた場合、強調色、アクセント色でもなく、範囲外の色を認めるのか、それとも面積比率は守ってもらうのかというのが、分からない。
- ・既に施工が完了している中で、色彩基準を逸脱しているものが4つとあるが、アートトイレ・プロジェクトに対して色彩基準の適用除外をかけるのか、それとも、既にできてしまった4つに特例を認めてほしいのか。それ点も議論のポイントになると思う。
- ・また、将来的な計画について、どの段階で色彩基準などの除外を認めるのか、全事例を審議会にかけるのかという問題もあると思う。
- ・先ほど、アーティストに頼んでデザイン的に仕上げたという発言があった。アーティストに頼むというのは、アーティストがやりたいことをやるということだと思うが、デザイン的に仕上げたというのは、それをある部分では抑えてもらっているということだと思う。この地域では、どの色が良いかという議論の中で、アーティストやデザイナー、担当部局の方にも景観の色彩の仕組みを理解していただいていたのかが、非常に大きな問題である。
- ・アーティストとデザイナーの大きな方向性の違いは、アーティストはやりたいこと表現する人たちで、デザイナーは問題に解決する人たちだと考える。例えば、色彩基準に引っかけたと思ったら、隠れミッキーのようにある模様をうまく配置し、面積割合の中、かつ基準色のアクセント色の中でパターンを入れるなどの工夫が考えられる。今回の事

例は、そのような工夫を行わず一面で塗ってしまっているところに少し問題がある。このような議論をどこで行うのかも問題である。

- ・まとめると、色彩基準の適用除外は色に対してなのか、面積に対してなのかという問題、既にできてしまったものに対してなのか、将来的なものも含めてなのかという問題、今後もプロジェクトを進める上で、アーティストやデザイナーに対して、今後どのようなことをしていかなければならないのかという問題があると思う。

#### (事務局)

- ・認めていただく基準の考え方は、資料1にあるように基本色4/5以上のところを逸脱してアクセント色あるいは強調色を使ってしまっているため、まずは面積比の適用除外について認めていただきたい。
- ・また、既につくられたものの適用除外を審議していただくが、今後つくるものについては白紙の状態でも認めていただくことはできないと考える。今後つくるものについては、審議会を頻繁に開催するのは難しい状況なので、学識経験者によりフレキシブルに開かれる部会に報告した上で、認めるという枠組みで判断いただきたい。

#### (委員)

- ・アーティストが地域の子どもたちから色々な話を聞き、トイレのデザインを行うことについて意義はない。子どもたちが、地域のトイレに親しみを持って使ってくれること、かわいい、きれいだと感じ、きれいに使おうと思ってもらうことは構わない。
- ・しかし、トイレは子どもだけでなく、高齢者など誰もが使う場所である。例えば、漫画のデザインにすることが本当に良いのかどうかという議論がまずあるべきだと思う。そして、デザインが決まり、それに合わせて扉の色が黄色や赤色となった場合に、周囲から見て、景観的におかしい印象があると批判されるかもしれない。その時に、その色にした理由を明確に説明する必要がある。
- ・また、トイレの外壁にデザインを施す場合にも、外壁のデザインはどのような基準で決めたのかが問われると思う。どのような色にするのかはお任せするが、どうしてその色にしたのか、説明ができる内容でないと、地域からの理解が得られないと思う。どうして扉だけ特殊な色にしたのか問われた時に、「扉の色は中のデザインに合わせました。」という説明では不十分だと思う。

#### (委員)

- ・既にできたものに対して審査をしても、議論の結果が変えて下さい」となっても、変えるということにはたぶんならない。今後については、デザイン検討部会で審議するとの話があったが、これについても、できあがったものに対してでは意味がないと思う。一般的に審査は事前に行うものであり、その辺りを明確にした方がよいと思う。

#### (委員)

- ・トイレアート・プロジェクトのお披露目会に参加したが、すごく良かった。子供や近隣の地域の老若男女の方も集っていて「良いトイレができたね」と喜びの声が多く聞かれた。こんな発想は他の区にはないと思う。
- ・本審議会では、トイレの扉の色彩が基準を逸脱した状態なので、それについて議論し、最終的には認めて下さい、という説明があったが、その理由がこの資料からは読み解くことができない。さらに、当日に資料が配られていることもあり、ちぐはぐな審議会が進んでいると感じる。
- ・なぜ除外を認めるという議論をするのか、そもそもの部分についてもう一度説明してほしい。

#### (事務局)

- ・トイレの扉について、景観計画の色彩基準に違反をしている状況であり、行政としてこのままにしておくわけにはいかない。景観計画のルールに則って適用除外を認めて頂きたい。

#### (委員)

- ・景観計画の色彩基準が決まったのが2年前である。そもそも、なぜ基準外の色彩となってしまうのかというところから議論が入り、規定がある以上はきちんとしなければい



けないから、改めて今日の場合を設け、審議という形で認めていこうという流れとなるのではないかと思う。それも資料からは読み取れない。

- ・トイレの外壁についても、保育園の小さいお子さん方が、ワークショップなど様々な手法を用いて、デザインを施しているものがある。それについての審議は別で行うとの説明があったが、それは後でも良いのか。

**(事務局)**

- ・外壁に絵が描いてあるものについては屋外広告物になるので、東京都の条例の適用範囲となる。したがって東京都の審議会で審議されることになる。審議権は東京都の審議会が持っており、豊島区の景観審議会である本審議会には、外壁の絵が屋外広告物として認められるかどうかについての審議権はない。

**(委員)**

- ・東京都の範疇であっても、豊島区にあるトイレのことなので、審議経過は報告してもらいたい。
- ・先ほど、アートトイレはすごく良いものができ、地域住民にも喜ばれていると申し上げた。しかし、トイレだけがそのような手法で良くなっても、公園全体の景観が良くなっているのか、それが地域に波及しているか、さらに豊島区全体に波及しているのかどうか、そういったこともせつかくの機会なので考える必要があると思う。
- ・例えば、トイレはきれいになったが、樹木の剪定などの公園の管理は行き届いているのかどうかも問題となると思う。アートトイレにより、公園全体としての見栄えが、景観的、防犯的、また、その他の事項についても良くなってきているのかどうかも議論されると良いと思う。せつかくトイレも良くなっていくのであれば、公園全体としても良くなっていくと良いと思う。
- ・池袋の4つの公園プロジェクトも伺っているが、目玉の公園だけでなく、地域の公園も大切にしてもらいたい。地域の公園が住民に親しまれる公園として、景観としても、その他の観点からも向上していくことを望む。

**(委員)**

- ・既につくられてしまったものは別として、今後つくられるものについては、扉の色は許容される範囲の色に抑えることは考えられないのか。

**(事務局)**

- ・本審議会で議論していただくのは4件だが、今年度の計画として決まっているものもある。それについては、部会で審議していただきたいと考えている。
- ・今後つくっていくものについても、あまり枠にとらわれない形で例外も認めていきたいと考える。そのため、部会にかけるという条件で適用除外を認めていただき、アーティスト、デザイナーには、ある程度自由に創作活動をしていただきたいと考えている。

**(委員)**

- ・区の意向は分かった。アーティスト、デザイナーには自由な創作を認める形で審議していただきたい。

**(委員)**

- ・トイレの扉の色彩基準の適用除外を認める件は十分に承知した。
- ・本審議で扱う内容はトイレの扉ということだが、公園内の遊具など、その他の工作物も含めて、公園の全体的な景観に関しても考えていく必要があると思う。
- ・今回は、扉の部分に関してだけ諮問を行うということは分かるが、方向性として、全体的な景観という視点で考えると、扉だけの問題だけでなく、公園の全体における一部分として考える必要があると思う。

**(事務局)**

- ・扉の審議をする際に、本来は公園全体の雰囲気の問題となる。必然的に、公園の工作物あるいは樹木等の配置、住宅街・近隣の状況も、当然審議の要素に入ってくると考えている。

**(委員)**

- ・豊島区は国際アートカルチャー都市を掲げており、今回のトイレアートは素晴らしいプ

プロジェクトだと思っている。景観計画と芸術家の創造や作品の優劣はどう考えているのか。景観計画に基づいた中で、芸術家が創造していかなければならないのか、もしくは芸術家やアーティスト自体がもった創造性を地域として受け入れるのか、どちらの優位性が働くと考えているのか。

**(事務局)**

- ・難しい問題である。色彩基準の適用除外とあって、良好な景観に貢献すれば審議会の意見を聴取した上で、例外を認めると規定がある。基本的には景観計画の規則を守ってもらうが、場合によっては例外を認めており、そこが今回議論されているところである。一般論として、芸術が景観を上回る。または、その逆だとは判断できないと考える。

**(委員)**

- ・今回紹介されたアートトイレは、子どもとアーティストがコラボレーションしたものである。
- ・手塚治虫や岡本太郎は許されて、他の無名なアーティストはダメという話はあるとはいえないと思う。国際アートカルチャー都市として、また、トイレ“アート”と、アートを謳ったプロジェクトなので、芸術性やアーティストの立場も尊重しながら展開してこそ意味がある。そうでなければ、アンパンマンのラッピングをした方が子供は喜ぶという話になってしまうと思う。豊島区で活動するアーティスト達の感性や創造力、表現力を反映させ、かつ、トイレの清潔感や防犯意識を保つ、そのようなコラボレーションに意味がある。そういう意識で取り組むことで、豊島区がまさに国際アートカルチャー都市になるのだと思う。

**(事務局)**

- ・その心づもりで進めている。区としても、何でも良いという話ではないと考えている。村木委員から、施工後に審議しても意味がないとの意見があった。今後は計画の段階で、事前に部会等で審議をいただいた上で施工していきたいと考えている。

**(委員)**

- ・野外アートの基準はどうなっているのか。
- ・アートは景観の外観とはレベルが違うと思う。適用基準を外したところで、どういった基準にするかというのは何もない。それは芸術家の芸術性に委ねるということになる。

**(委員)**

- ・色彩基準の適用除外を認めることについて、「どうしても外してもらわないといけないので外して下さい」ということと、「これが芸術作品としての色彩なので、そうすると景観計画に定めている基準からは出てしまうので、認めざるを得ないので外してください」ということは違うと思う。アーティストが感覚として色彩を選んでいくことに関して、基準は無くてもいいという方針が豊島区にあるのか確認したい。

**(事務局)**

- ・景観計画の規則から外れたものを、無闇にアーティストが描いたからといって認めることはできないと考えている。そのため、一定の歯止めということで審議会の意見をいただきたい。

**(委員)**

- ・資料にある全9か所のトイレにおいて、色彩基準の適用除外を認める話であって、これ以外については、色彩基準の範囲内で今後もトイレアート・プロジェクトを進めていくということか。

**(事務局)**

- ・資料に記載された9件は既に施工したもの・計画が進んでいるものである。平成31年度以降は未定であるが、今後計画を進めていくことになる。その際に、色彩基準の範囲外となる場合、今後は、事前に審査を行いたいと考えている。ただ、先ほども申し上げた通り、1件ずつに対して、審議会を開催することは難しいため、学識経験者中心の部会で審議していただく枠組みができたかと考えている。当然、部会での議論については

審議会で報告をさせていただく。

**(委員)**

- ・景観形成ガイドライン公共空間編が来年の3月に策定され、来年度から使われると思うが、トイレアート・プロジェクトは公園の中にあるので、ガイドラインに沿った形で進むのか。

**(事務局)**

- ・景観形成ガイドライン公共空間編でも、適用除外は認めていないので、そこから外れた話である。景観計画そのものの適用除外を認めていただけるかどうかの話である。

**(会長)**

- ・将来的な話で、平成31年以降は、4月から効力を発するガイドラインに基づいて計画されるとの認識でよいか。

**(事務局)**

- ・基本的に公共施設については、新しくできるガイドラインに基づいて計画をしていく。

**(委員)**

- ・先ほど、アンパンマンや手塚治虫の絵といった話があったが、それはあり得ると考えているのか。資料を見る限り、固有のものではなく、動物関係や一般のものという条件があったのではないかと思う。条件があるのであれば、無駄な議論をしてしまう可能性があるもので、教えていただきたい。
- ・誰の作品か分からないものがないと区が考えているのであれば、トイレアート自体はすごいチャレンジだと思うので、まずは様子を見るという話になるのか。

**(事務局)**

- ・アートとか動物等、表示物が具体的なイメージとか観念を彷彿させるものは、東京都の屋外広告物条例の対象になる。それが公共的な目的に合致するかどうか、都知事の許可が得られれば、置くことはできる。それについては東京都の方と区としても協議をしている。

**(委員)**

- ・環境色彩の専門職をしている者として、その観点から2点申し上げたい。
- ・景観計画の色彩基準の面積や規定はそもそも大規模建築物を想定したものである。1/5以下の面積というのも、例えば高さ60mの超高層では、下の2、3層分になってしまう。そのボリューム原色の赤や、黄色であるのはさすがに、多くの人が問題と感じるはずである。
- ・今回対象とせざるを得なかった、トイレのような小さな規模のものであるが、写真を見ると立面に対して、ほとんど扉しかない。そもそも色彩基準を一律で適用することに無理があるから適用除外という制度がある。法律をつくった平成16年当時には、このような問題が起ることが見越されておらず、どういった運用をしていくかは市区町村に任せるとというのが国交省のスタンスであった。要するに、その都度、判断することしかできないものがあると見込まれていた。そのような前提があることを念頭に置く必要がある。
- ・専門家の立場としては、それを踏まえて、既にできたアートトイレは適用除外でよし、ただし今後の出てくるものに関しては、きちんと部会で審査をしていくというのが望ましいと考える。
- ・また、もう一点は、先ほど垣内委員の方から意見があった、内部の色をアーティストが選んだということが説明につながるのかという問題についてお話をしたい。トイレアート・プロジェクト自体は非常に目的ははっきりしていて、全体で推進していくものとして非常に望ましいものだと思う。アーティストが選んだからいいのか、デザイナーが優れているのかといった判断は非常に難しい。プロセスを知って初めて“良し”と言えるところもあると思う。
- ・一方、地域の方に対して説明を求められる立場であるということを鑑みて、専門家とし

て、なぜ鮮やかな色が扉に使われているのかということについてアドバイスをしたい。自然界の色彩構造の話をよくするが、例えば、自然界の中で鮮やかな色を何が持っているかということ、命があるものが持っている。それは、地表近くにあつて面積が小さいもの、要するに動く花や動植物というのは鮮やかな色を持っている。そういう視点で見ると、トイレの扉は開け閉めをするので、動的な物に鮮やかなものがあるというのは、公園の自然環境の中にあつても違和感のないものであると言える。説明理由として、こじつけと言われればそうかもしれないが、少なくともアーティストの質、デザインの質を語るよりは、「自然界の構造に習っています」とした方が、比較的多くの人の心情に、体験につながるものなので、そういう説明をすることも一案である。

#### (委員)

- ・バランスが大事だと思う。著しく問題があるものであれば、当然修正が必要だが、アーティストの意向を汲みつつも、バランスは取れているので、色彩基準の範囲外ではあるが認めて下さいという話だと感じた。
- ・アートを豊島区がどのように捉えているか分からないが、例えば、ハワイのカカアコではアートを売りにしてまちおこしをしている。景観とアートを同一の次元で考えていること自体がずれているのではないか。例えば、豊島区のアートのトイレがインスタ映えすると言って、インスタであげている女の子や地域の人達がいっぱいいる。アートトイレによって何を求めているのか。ただ暗いトイレを明るく、ポップにして使いやすくするというだけであれば、アートの必要性はないと思う。アートを掲げるのであれば、アーティストの枠に制限を設けてはいけないと思う。赤い扉であっても、公園全体から見たらバランス取れているといった話とアートを同軸で考えていること自体が分からない。住民目線では、景観を損なわず、使う方が不快に思わないものが良いと思う。しかし、アートとして行うのであれば、今の若い人達が写真を撮りに来るぐらいのものができなければ意味がないと思う。

#### (委員)

- ・私の記憶では、そもそもこのトイレアート・プロジェクトの第1号は池袋4丁目の池袋公園だったと思う。公園の改修事業が、途中からトイレアートプロジェクトと一緒にになった経緯があった。第一号の完成お披露目会は宮田室長と一緒に参加したが、大きな衝撃を受けたことを覚えている。その写真をネットに載せたところ、他地区の議員からも問い合わせが多く、豊島区の政策としてはずいぶん尖った、独特な取り組みとして非常に注目を集めたと思う。その時にも、何らかの会議等で、トイレアート・プロジェクトと景観の整合性はどうなっているのかを質問した記憶がある。
- ・今回は、既にできてしまったものの報告だが、将来に向けて、トイレアート・プロジェクトをどのような扱いにしていくのか、この審議会ですっかりルールを決めていくことが何より大事だと思う。

#### (委員)

- ・トイレアート・プロジェクトで、内装のデザインに合わせて扉の色をアーティストが色見本をもとに選定と書いてある。この時に、アーティストは景観計画の色彩基準を見ているのか。見ていないのですね。
- ・トイレの扉の色は内装とあっているものもあれば、内装とは関係のないものもあるように見受けられる。おそらく、アーティストさんもものすごい思い入れを持って、扉の色を選んでいくわけではないのではないかと感じる。景観計画の基準を示した上で選んでもらえば、範囲内で納まると思う。

#### (会長)

- ・景観審議会としては良い議論であったと思う。素材はどうであったかは別として、良い議論をしていただいた。
- ・篠沢委員がデザインとアートの違いに触れていた。私は、デザインとアートの違いを非

常に簡単に学生に言っている。アートは問いかけでデザインは回答である。例えば岡本太郎の太陽の塔は、あの太陽の塔を見るたびに何らかの問いかけを私たちに与えてくれる、そういった問いかけの力を持っているのがアートである。一方で複雑な絡み合った事情をどうしたら最適な解に導けるかというのがデザインである。

- ・トイレアート・プロジェクトでできたものは、まだ問いかけ力が不足していると感じる。カラフルな色を塗って、従来のトイレのイメージを変えた、というところで留まっている。これからアートという旗印を掲げていくには、問いかけ力を高めなければいけないと思う。
- ・篠沢委員が言ったように、デザインで解決できることが多くあると思う。景観計画には、色彩のチャートがあるが、この枠の中から選んでくれと言えば済んだかもしれない。扉全面ではなく、扉の1/3をラインで塗っても良かったかもしれない。既にできあがった、斜めになった形のトイレをこれから豊島区モデルで増やしていくのであれば、このトイレには不思議な軒天が出ている。実は軒天が子供の目線からは良く見えるので、軒天にアクセント色を置くのも解決案かもしれない。
- ・今回、区長よりいただいた諮問は、トイレアート・プロジェクトの色彩基準の適用除外について諮問するということだが、これは少し漠然としている。これを認めると、今後トイレアート・プロジェクトに関しては、何をしても良いということになってしまう。また、村木委員が言ったように、部会で審議するといっても、既にできたものを持ってきて認めるというのは困る。
- ・既にできてしまった4件に関しては、これまでのトイレアート・プロジェクトのプロセスを理解し、これを認めるが、これからできる今年度分、また、平成31年度以降の計画については、個別案件ごとに、都度、景観審議会デザイン検討部会で検討し、部会の承諾を得ることを条件として了承すると文言を加えて、認める形にしたいと思う。部会での検討結果は、審議会にまとめて報告するものとする。
- ・諮問第6号について了承いただいた。
- ・本日いただいた議事は以上である。

#### **(事務局)**

- ・熱心なご議論ありがとうございました。
- ・都市計画課において子供向けの出前講座を検討準備しているので、次回のこの審議会でこの概要について説明をしたい。
- ・次回審議会は3月の下旬ごろを予定している。議員の先生方は大変忙しい時期かと思うが、それで調整させていただきたい。詳細が決定しだい連絡させていただく。

#### **(委員長)**

- ・冒頭に注意があった点に関しても、改善いただければと思う。
- ・第8回豊島区景観審議会を以上とさせていただきます。長時間にわたり、熱心なご議論ありがとうございました。

以上